

平成27年 第4回

士幌町議会定例会議案

平成27年12月4日

- 議案第1号 物品購入契約の締結について
議案第2号 指定管理者の指定について
議案第3号 町道の路線認定について
議案第4号 損害賠償額の決定及び和解について
議案第5号 北十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分について
議案第6号 士幌町第6期町づくり総合計画の策定について
議案第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案
議案第8号 士幌町町税条例の一部を改正する条例案
議案第9号 士幌町立学校設置条例の一部を改正する条例案
議案第10号 士幌町介護保険条例の一部を改正する条例案
議案第11号 士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案
議案第12号 士幌町こども発達相談センター設置条例の一部を改正する条例案
議案第13号 平成27年度士幌町一般会計補正予算
議案第14号 平成27年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第15号 平成27年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
議案第16号 平成27年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算
議案第17号 平成27年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算
議案第18号 平成27年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成27年12月4日

士幌町議会議長 加納 三司 様

士幌町長 小林 康雄

議案第1号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品の購入契約を締結する。

- 1 契約の目的 スクールバス購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の相手方 士幌町字士幌西2線163番地
 有限会社 西部自動車整備工場
 代表取締役 西部 栄司
- 4 契約金額 7,668,000円

説明

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第2号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 士幌町学習体験の里
士幌町国産材展示施設
- 2 指定管理者 河東郡士幌町字士幌東6条2丁目1番地
株式会社佐藤土建
代表取締役 中 村 将
- 3 指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

説 明

士幌町学習体験の里（士幌高原ヌプカの里）及び士幌町国産材展示施設（士幌高原ヌプカの里ニイ・ピリカ・チセ）に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 3 号

町道の路線認定について

町道の路線を次のとおり認定する。

1 認定する路線

路線	起点	終点	経過地
大通 5 号線	士幌町字士幌西 2 線 西 2 線 160 番地 126	士幌町字士幌 西 2 線 160 番地 63	字士幌

説 明

町道の認定のために、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第4号

損害賠償額の決定及び和解について

平成27年11月4日に発生した物損事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し和解する。

1 損害賠償の額

金172,800円

2 和解の内容

相手方は、町に対して、本件に関し今後一切の請求、異議の申し立てをしない。

3 和解の相手方

士幌町字士幌西1線167番地

士幌交通株式会社 代表取締役社長 細谷 庫嗣

4 事故の内容

平成27年11月4日、士幌町有地内の立木が腐食により倒木して、隣接する士幌町字士幌西1線167番地8に所在する相手方物置の屋根及び壁面を損傷させたもの。

説明

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 5 号

北十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法第 289 条の規定により、北十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分について、関係町の協議の上、別紙のとおり定める。

説 明

北十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

北十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法第289条の規定により、北十勝消防事務組合（以下「組合」という。）の解散に伴う財産処分について次のとおり定める。

（財産の処分）

- 1 組合が所有する財産は、消防広域化後その施設及び備品等を管理保管している町が承継することとする。

（その他）

- 2 この協議について疑義が生じたとき又は本協議書に定めのない事項については、音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町がその都度協議して定める。

平成 年 月 日

音更町長 寺山 憲二

士幌町長 小林 康雄

上士幌町長 竹中 貢

鹿追町長 吉田 弘志

議案第 6 号

士幌町第 6 期町づくり総合計画の策定について

士幌町第 6 期町づくり総合計画の策定について、士幌町議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

説 明

まちづくりの指針となる町づくり総合計画について、第 5 期の計画が今年度をもって計画期間を終了することから、新たに第 6 期町づくり総合計画を策定するにあたり、士幌町議会の議決すべき事件に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 7 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第19条第 9 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の第 1 欄に掲げる機関が行う同表の第 2 欄に掲げる事務及び町長又は土幌町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。

2 別表第 2 の第 1 欄に掲げる機関は、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第 3 欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、

情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1 町長	町が設置する住宅等の管理に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	介護サービス等利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	介護サービス等の給付に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
6 町長	高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務以外の事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 町長	町が設置する住宅等の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報 または住民票関係情報
2 町長	介護サービス等利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、 住民票関係情報 または介護保険 給付等関係情報
3 町長	介護サービス等の給付に関する事務であって規則で定めるもの	年金給付関係情報
4 町長	心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務であって規則で	地方税関係情報 または住民票関

	定めるもの	係情報
5 町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報または生活保護関係情報
6 町長	高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報または住民票関係情報

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務以外の事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報または住民票関係情報
2 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報、住民票関係情報または就学支援金の支給に関する情報

説 明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、個人番号を独自に利用する事務及び関係機関等で情報提供ができる事務を定めるために、条例を制定するものである。

議案第 8 号

士幌町町税条例の一部を改正する条例案

士幌町町税条例の一部を改正する条例

士幌町町税条例(昭和43年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第 8 条から第17条までを次のように改める。

(徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第 8 条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法は、分割納付又は分割納入とする。

2 町長は、法第15条第 3 項又は第 5 項の規定により、同条第 1 項若しくは第 2 項の規定による徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶予」という。)又は同条第 4 項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(次項及び第 4 項において「徴収の猶予期間の延長」という。)に係る町の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 町長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 町長は、第 2 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 町長は、第 3 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第 9 条 法第15条の 2 第 1 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第15条第 1 項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

- (2) 納付し、又は納入すべき町の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
 - (4) 当該猶予を受けようとする期間
 - (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
 - (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項
- 2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第2項第2号から第4号までに掲げる書類
 - (2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする町の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第2項第4号に掲げる書類
 - (2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類
- 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。
- (職権による換価の猶予の手続等)

第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、分割納付又は分割納入とする。

- 2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
- 3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
 - (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類
- (申請による換価の猶予の申請手続等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

- 2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、分割納付又は分割納入とする。
- 3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
- 4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 町の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
 - (2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
 - (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項
- 5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第9条第1項第6号に掲げる事項

(2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第13条から第17条まで 削除

第18条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第23条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改め、第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第33条第2項中「算定する。」の次に「ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。」を加える。

第36条の2第8項中「なった者に」の次に「、」を加え、「当該市町村内」を「当該町内」に改め、「寮等の所在」の次に「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）」を加える。

第36条の3の2第1項第2号中「氏名」の次に「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）」を加える。

第36条の3の3第1項第2号中「氏名」の次に「及び個人番号（個人番号を有しな

い者にあつては、氏名)」を加え、同条第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第51条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

- (1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号

第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第63条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第71条第2項第1号、第74条第1項第1号及び第74条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第89条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第90条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改める。

第139条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第149条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

附則第4条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第10条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第3項中「賃貸住宅」を「貸家住宅」に改め、「第7条第1項の」の次に「規定の」を加え、同項第1号、同条第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号及び第8項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第33条第2項及び第36条の3の3第4項の改正規定並びに附則第3条第1項の規定 平成28年1月1日
- (2) 第8条から第17条まで、第18条、第23条第2項及び第3項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第16条の2の改正規定並びに次条、附則第3条第3項及び第

6条の規定 平成28年4月1日

- (3) 第36条の2第8項、第36条の3の2第1項第2号、第36条の3の3第1項第2号、第51条第2項各号、第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号、第74条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第90条第2項第1号、第139条の3第2項第1号並びに第149条第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号及び第8項第1号の改正規定並びに附則第3条第2項及び第4項、第4条、第5条、第7条及び第8条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

- 第2条 改正後の士幌町町税条例（以下「新条例」という。）第8条、第9条及び第12条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。
- 2 新条例第10条及び第12条（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。
- 3 新条例第11条及び第12条（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

（町民税に関する経過措置）

- 第3条 新条例第33条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成27年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第51条第2項第1号の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日

以後に提出する申請書について適用する。

- 3 新条例第23条第2項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第36条の2第8項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第36条の2第8項の規定による申告について適用し、同日前行われる旧条例第36条の2第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号並びに第74条の2第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号及び第8項第1号の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項に規定する申出書、新条例第71条第2項に規定する申請書又は新条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項に規定する申告書について適用し、同日前に提出したこの条例による改正前の土幌町町税条例(以下「旧条例」という。)第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項に規定する申出書、旧条例第71条第2項に規定する申請書又は旧条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項に規定する申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第89条第2項第2号及び第90条第2項第1号の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第16条の2に規定する喫煙用の紙巻た

ばこ（以下この条において「紙巻たばこ 3 級品」という。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ 3 級品に係る町たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで 千本につき2,925円

(2) 平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで 千本につき3,355円

(3) 平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで 千本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第 1 項から第 4 項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第 1 項	第34号の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第 1 条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の 5 様式
第98条第 2 項	第34号の 2 の 2 様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の 6 様式
第98条第 3 項	第34号の 2 の 6 様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の 9 様式
第98条第 4 項	第34号の 2 様式又は第34号の 2 の 2 様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の 5 様式又は第48号の 6 様式

4 平成28年 4 月 1 日前に地方税法第465条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第92条第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第 9 号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したも

のとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、千本につき 430円とする。

- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第 4 項に規定する申告書を平成28年 5 月 2 日までに町長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年 9 月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第 4 項の規定により町たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第 4 項及び第 5 項、第100条の 2 並びに 101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第 1 項若しくは第 2 項	士幌町町税条例の一部を改正する条例（平成27年士幌町町税条例第 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成27年改正条例」という。）附則第 6 条第 6 項、
第19条第 2 号	第98条第 1 項若しくは第 2 項	平成27年改正条例附則第 6 条第 5 項
第19条第 3 号	第48条第 1 項の申告書（法第321条の 8 第22項及び第23項の申告書を除く。）、第98条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又	平成27年改正条例附則第 6 条第 6 項の納期限

	は第139条第1項の申告書 でその提出期限	
第98条第4項	施行規則第34号の2様式 又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20 条第4項の規定
第98条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第 6条第6項
第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第 6条第5項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第 6条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該町たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき町たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る町たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により町長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、千本につき430円とする。

- 10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項	第9項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

- 11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町

の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。) を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、千本につき645円とする。

12 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第11項
	附則第20条第 4 項	附則第20条第12項において準用する同条第 4 項
	平成28年 5 月 2 日	平成30年 5 月 1 日
第 6 項	平成28年 9 月 30日	平成30年10月 1 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項	第11項
	から	、第 5 項及び
第 7 項の表第19条の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第12項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第19条第 2 号の項	附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第12項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第19条第 3 号の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第12項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第98条第 4 項の項	附則第20条第 4 項	附則第20条第12項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第98条第 5 項の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第12項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第100条の 2 の項	附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第12項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第101条第 2 項の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第12項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第11項

13 平成31年 4 月 1 日前に地方税法第465条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得

税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、千本につき1,262円とする。

- 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項	第13項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2	附則第6条第6項	附則第6条第14項において

項の項		準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第7条 新条例第139条の3第2項第1号の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第8条 新条例第149条の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第149条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第149条の規定による申告については、なお従前の例による。

説 明

地方税法の改正に伴い、条例を改正するものである。

議案第9号

士幌町立学校設置条例の一部を改正する条例案

士幌町立学校設置条例の一部を改正する条例

士幌町立学校設置条例（昭和48年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1 北中音更小学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

北中音更小学校を廃止するため、条例を改正するものである。

議案第10号

士幌町介護保険条例の一部を改正する条例案

士幌町介護保険条例の一部を改正する条例

士幌町介護保険条例(平成12年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)」に改める。

第7条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。

説 明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号に関する規定を設けるために、条例を改正するものである。

議案第11号

士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（経過措置）

- 3 平成26年度から引き続き施設を利用する子どもが属する世帯の利用者負担の額が、廃止前の士幌町認定こども園条例（平成19年条例第23号）及び廃止前の士幌町保育の実施に関する条例（平成12年条例第45号）（以下これらを「廃止前の条例」という。）により算定する保育料を超える場合は、平成27年度に限り、廃止前の条例により算定した額を利用者負担の額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

説 明

平成26年度から引き続き施設を利用する子どもが属する世帯について、前年度と同様に利用者負担額を算定することができるよう、関係附則を改正するものである。

議案第12号

士幌町こども発達相談センター設置条例の一部を改正する条例案

士幌町こども発達相談センター設置条例の一部を改正する条例

士幌町こども発達相談センター設置条例（平成27年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業
- (4) 法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業

第6条を次のように改める。

（利用対象者）

第6条 前条第1号、第2号及び第5号の事業についてセンターを利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 士幌町の区域内に住所を有する児童及びその家族
- (2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 前条第3号及び第4号の事業についてセンターを利用できる者は、法第21条の5の5の規定による障害児通所給付費等の支給の決定を受け、法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証の交付を受けた者とする。

第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

（使用料）

第7条 センターを利用（第5条第1号、第2号及び第5号の事業に係る利用を除く。）する場合は、使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料の額は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）を合計した額とする。

（使用料の減免）

第8条 教育委員会が特に必要があると認めるときは、教育委員会規則の定めるところ

ろにより使用料を減免することができる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

児童福祉法に基づく指定通所支援の児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業を開始するため、条例を改正するものである。